

山梨県公報

第二千二百三十六号

平成二十四年

六月十四日

木曜日

目次

告示

救急病院等の認定(二件)……………三三七

道路の区域変更……………三三七

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正……………三三八

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定(二件)……………三三八

公告

指定施設要件変更予定保安林の所在不明通知(四件)……………三三八

経営規模等評価の申請並びに総合評定値の請求の時期及び方法等の変更……………三四〇

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………三四一

開発行為に関する工事の完了について……………三四三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三四三

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三四四

告示

山梨県告示第二百十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横内正明

一 救急診療所の名称及び所在地

名称	所在地
青沼整形外科	南アルプス市小笠原千六百十一番地一

二 認定期間

平成二十四年六月二日から平成二十七年六月一日まで

山梨県告示第二百十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人康麗会 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番一

二 認定期間

平成二十四年六月三日から平成二十七年六月二日まで

山梨県告示第二百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年七月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府南アルプス線
- 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市西八幡字西冷間一九三四番の一地先から 甲斐市西八幡字西冷間一九二九番の一地先まで	二六・四 二七・四	二六・四 二七・四	(メートル)	二二・〇

三五・二

山梨県告示第二百二十二号

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定平成二十一年山梨県告示第四百四十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一中「社団法人山梨県建設技術センター」を「公益社団法人山梨県建設技術センター」に改める。

山梨県告示第二百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を行わせることができる機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称
ビュローベリタスジャパン株式会社
- 二 住所
神奈川県横浜市中区山下町一番地

- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区神田駿河台二丁目八番
- 四 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十四年六月十二日

山梨県告示第二百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を行わせることができる機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称
日本建築検査協会株式会社

公 告

- 二 住所
東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号
- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区日本橋三丁目十五番六号
- 四 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十四年七月一日

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市亀沢字枇杷坂五九〇五の二	船形神社

- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十四年五月二十一日山梨県告示第百九十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市打返字向場九七	大沢孟佳
甲斐市打返字家ノ後二二六の二、二二六の三、二二六の四	大沢嘉猷
甲斐市打返字室窪四二六（次の図に示す部分に限る。）	大沢今朝吉
甲斐市打返字室窪四七九の一（次の図に示す部分に限る。）（四七九の二	大澤百代
甲斐市下芦沢字若下九〇一	長田積宝
甲斐市下芦沢字若下九〇三、上芦沢字立岡山二二六二、二二八七、二二九〇	小林智恵子
甲斐市下芦沢字若下九〇四	長田米吉
甲斐市下芦沢字若下九一四の二	岡田将明
甲斐市下芦沢字若下九一五	岡田善雄
甲斐市下芦沢字若下九一六の二	岡田秋義

甲斐市安寺字外窪尻九九五の二

長田睦夫

甲斐市安寺字外窪尻一〇一〇

横森長次郎

甲斐市下芦沢字古山一〇二六の一

長田啓子

甲斐市上芦沢字小川一〇三五の二、一〇三五の三、一〇三五の四

滝口松治郎

甲斐市上芦沢字小川一〇三六の二、一〇三六の三、一〇三六の四

藤波倫

甲斐市上芦沢字釜ノ口一〇五六の二

小泉俊一

甲斐市上芦沢字立岡山二二六三

滝口正光、滝口春代、田沢久美子

甲斐市亀沢字枇杷坂五九〇五の一（次の図に示す部分に限る。）

船形神社

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年五月二十一日山梨県告示第百九十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明
 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の二七三	菊池譲治、天野音吉、長田所作
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の二六三	天野千代吉
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の二七五	榎サクラオフィス 長田房一

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年五月十七日山梨県告示第百八十二号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明
 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡山中湖村平野字不動坂二四六三の一、二四六四の一	羽田佳啓
南都留郡山中湖村平野字不動坂二四六七の一、二四六九の一、二四七〇の三	寺島幸子、湯沢恵美子

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年五月十七日山梨県告示第百八十三号

● 経営規模等評価の申請並びに総合評定値の請求の時期及び方法等の変更

平成二十四年三月十九日付け山梨県公報第二千二百十三号で公告した「経営規模等評価の申請並びに総合評定値の請求の時期及び方法等」の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月十四日

第二の二の1中、「審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書」の次に「及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の控え」を加える。

山梨県知事 横 内 正 明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ジーエムコーポレーション
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市横根町四百八十番地一
 - 3 代表者の氏名 五味政重
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第八〇九二号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業及び石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 クリエイション
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市千塚一丁目七番三十号
 - 3 代表者の氏名 秋山良言
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八四七六号
- 四 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 望月建創
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行二丁目七番二号
 - 3 代表者の氏名 望月潤
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第八八八一号
- 四 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社坂本工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町村山北割三千百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 坂本文男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第五四六七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社佐野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市青葉町八番二十八号
 - 3 代表者の氏名 望月雄二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第六二九九号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年五月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ウケケン
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町築地新居二千二百七十二番地
 - 3 破産管財人の氏名 八巻佐知子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第七九二八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年五月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年六月十四日

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ソウマ工業
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町花咲千二百七十一番地二十六
 - 3 代表者の氏名 相馬力
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二一）第四三三二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年五月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 峡東建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山熊野百四十三番地
 - 3 代表者の氏名 岩波廣志
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第二八二九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年五月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年六月十四日

平成二十四年六月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路 公園 次を図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田 克己

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成二十四年六月十四日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

別表第三中

四一〇	その他 の道路	甲府市北新二丁目三番一号先(小松方前)から甲府市北新一丁目五番一号先(北新小学校グラウンド西側交差点)まで(一四〇メートル)	車両 (軽車両を除く。)	日曜、 休日 を除く 七時 から 九時 まで、 一 四時 か ら一 六 時 ま で	甲府 平一〇・三・五 告示 第一三 号
-----	------------	--	-----------------	---	---------------------------------

を

四一〇	市道	甲府市北新二丁目五番一号先(北新小学校北西角丁字路交差点)から甲府市北新	車両 (軽車両を除く。)	日曜、 休日 を除く 七時 から	甲府 平成二四年六月一 四日 告示第五 八号
-----	----	--------------------------------------	-----------------	------------------------------	------------------------------------

に改める。

別表第四中

五八五	市道	中央市白井阿原一、七四〇番地先(葎原橋西詰丁字路交差点)から中央市白井阿原一、五七七番地一四先(十字路交差点)まで(三六〇メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	南甲 府 平成二四年二 月一六日 告示第一六号
-----	----	--	----	---------------------	-------------------------------------

を

五八五	市道	中央市白井阿原一、七四〇番地先(葎原橋西詰丁字路交差点)から中央市白井阿原一、五七七番地一四先(十字路交差点)まで(三六〇メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	南甲 府 平成二四年二 月一六日 告示第一六号
五八六	市道	大月市大月一丁目八番一号先(大月駅前広場入口)から大月市大月一丁目九番一五号先(大月駅前広場出口)まで(一一〇メートル)	車両	車両進行 ロータリ ー入口か らロータ リー内を 時計回り 終日	大月 平成二四年六 月一四日 告示第五八号

に改める。

別表第五中

二四二	県道甲 府市川 三郷線	中央市布施二、五九 八番地先(田富中学 校南東角交差点)	北進す る車両	七時か ら九時 まで	南甲府	平成二十四年三月 二十九日 告示第三二号
-----	-------------------	------------------------------------	------------	------------------	-----	----------------------------

二四二	県道甲 府市川 三郷線	中央市布施二、五九 八番地先(田富中学 校南東角交差点)	北進す る車両	七時か ら九時 まで	南甲府	平成二十四年三月 二十九日 告示第三二号
-----	-------------------	------------------------------------	------------	------------------	-----	----------------------------

二四三	市道	甲府市北新一丁目五 番一先(北新小学 校北西角丁字路交差 点)	西進す る車両	日曜、 休日を 除く七 時から 九時ま で、一 四時か ら一六 時まで	甲府	平成二十四年六月 一四日 告示第五八号
-----	----	--	------------	---	----	---------------------------

二四四	市道	甲府市北新一丁目六 番一先(市営むつ み荘南西角丁字路交 差点)	西進す る車両	日曜、 休日を 除く七 時から 九時ま で、一 四時か ら一六 時まで	甲府	平成二十四年六月 一四日 告示第五八号
-----	----	---	------------	---	----	---------------------------

二四五	市道	大月市大月一丁目八 番一先(大月駅前 広場中央・北進車両 と西進車両との合流 部)	西進す る車両	終日	大月	平成二十四年六月 一四日 告示第五八号
-----	----	---	------------	----	----	---------------------------

に改める。
別表第六中

五二七	県道甲 府市川 三郷線	中央市布施一、五二 五番地一先(田富中 学校南東角交差点)	南進す る車両	七時か ら九時 まで	南甲府	平成二十四年三月 二十九日 告示第三二号
-----	-------------------	-------------------------------------	------------	------------------	-----	----------------------------

五二七	県道甲 府市川 三郷線	中央市布施一、五二 五番地一先(田富中 学校南東角交差点)	南進す る車両	七時か ら九時 まで	南甲府	平成二十四年三月 二十九日 告示第三二号
五二八	市道	大月市大月一丁目一 番一先(大月駅前 広場と駅前広場西側 市道との合流部分)	東進す る車両	終日	大月	平成二十四年六月 一四日 告示第五八号

に改める。
別表第七中

九二	市道	上野原市上野原一、 五九八番地先(明誠 高等学校入口交差点 北側)	南進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	上野原	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
----	----	--	---------------------------------------	----	-----	--------------------------

九二	市道	上野原市上野原一、 五九八番地先(明誠 高等学校入口交差点 北側)	南進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	上野原	平成一八年七月 二四日 告示第七〇号
----	----	--	---------------------------------------	----	-----	--------------------------

九三	市道	甲府市北新一丁目六番一号先(市営むつみ荘南西角丁字路交差点)	南進する車両	日曜、休日を除く七時から九時まで、一四時から一六時まで	甲府	平成二十四年六月一日 告示第五八号
----	----	--------------------------------	--------	-----------------------------	----	----------------------

に改める。
別表第十中

一、一三五	国道	塩山市上於曾一、〇四一番地先(菅田神社前)交差点			塩山	四九・四・一一一六号
-------	----	--------------------------	--	--	----	------------

一、一三五	主要地 方道塩 山勝沼 線、県 道万力 小屋敷 線、市 道	塩山市上於曾一、〇四一番地先(菅田神社前)交差点			日下	平成二十四年六月一日 告示第五八号
-------	--	--------------------------	--	--	----	----------------------

三、二四五	市道	山梨市上石森一、二二八番地先(市民体育館西交差点)			日下	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
-------	----	---------------------------	--	--	----	------------------------

三、二四五	市道	山梨市上石森一、二二八番地先			日下	平成二十四年六月
-------	----	----------------	--	--	----	----------

五、四〇三	市道	斐崎市藤井町北下條二、五三一番地先(斐崎中央公園南東角交差点)			斐崎	平成二十四年三月二九日 告示第三二号
-------	----	---------------------------------	--	--	----	-----------------------

を

五、四〇三	市道	斐崎市藤井町北下條二、五三一番地先(斐崎中央公園南東角交差点)			斐崎	平成二十四年三月二九日 告示第三二号
五、四〇四	市道	山梨市下石森四二八番地先(山梨南中学校北西側十字路交差点)			日下	平成二十四年六月一日 告示第五八号
五、四〇五	市道	甲州市塩山下於曾一、五五九番地一先(下於曾西交差点北側十字路交差点)			日下	平成二十四年六月一日 告示第五八号
五、四〇六	市道	大月市大月一丁目一番一号先(大月駅前広場と駅前広場西側市道との合流部)			大月	平成二十四年六月一日 告示第五八号
五、四〇七	市道	上野原市上野原三、五三〇番地先(上野原市立病院出入口前)			上野原	平成二十四年六月一日 告示第五八号

に改める。
別表第十四中

三〇七	県道甲斐中央線	中巨摩郡昭和町飯喰八五三番地先から甲斐市名取一四	車両(原付・けん引)	四〇	南甲府	平成二二年一月一日 告示第一五五号
-----	---------	--------------------------	------------	----	-----	----------------------

四八〇	県道四日市場上野原線	上野原市鶴島三、四二五番地先(新天神トンネル北側丁字路交差点)から上野原市鶴島四、五一五番地先(新天神トンネル南側丁字路交差点)までの両側	七五〇	車両	終日	上野原	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
-----	------------	---	-----	----	----	-----	-----------------------

四八〇	県道四日市場上野原線	上野原市鶴島三、四二五番地先(新天神トンネル北側丁字路交差点)から上野原市鶴島四、五一五番地先(新天神トンネル南側丁字路交差点)までの両側	七五〇	車両	終日	上野原	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
四八一	主要地方道甲斐中央線	中巨摩郡昭和町築地新居二、二七七番地先(丁字路交差点)から中巨摩郡昭和町飯喰一、三四五番地先(飯喰交差点)までの両側	三三〇	車両	終日	南甲府	平成二四年六月一四日 告示第五八号

に改める。
別表第十六中

九、七八九	町道	南巨摩郡増穂町長沢二、〇〇九番地先(金丸冷蔵庫製作所北西方十字路交差点南側・北進車両)	八	告示第四二二号
-------	----	---	---	---------

九、七八九	町道	南巨摩郡富士川町長沢二、〇〇九番地先(鎌田橋西側十字路交差点・北進車両)	八	告示第五八号
-------	----	--------------------------------------	---	--------

一一、六二六	県道四日市場上野原線	上野原市鶴島四、五一五番地先(新天神トンネル南側丁字路交差点・東進車両)	上野原	平成二四年三月二九日 告示第三二二号
--------	------------	--------------------------------------	-----	-----------------------

一一、六二七	市道	上野原市穂坂町宮久保七、八三番地二三先(主要地方道葎崎昇仙峡線と市道との十字路交差点・南進車両)	上野原	平成二四年六月一四日 告示第五八号
--------	----	--	-----	----------------------

一一、六二八	市道	葎崎市穂坂町宮久保一、二一六番地二九先(主要地方道葎崎昇仙峡線と市道との十字路交差点・北進車両)	葎崎	平成二四年六月一四日 告示第五八号
--------	----	--	----	----------------------

一一、六二九	市道	山梨市下石森五五七番地三先(山梨南中学校北西側十字路交差点・南進車両)	日下部	平成二四年六月一四日 告示第五八号
--------	----	-------------------------------------	-----	----------------------

一一、六三〇	市道	山梨市下石森五五七番地七先(山梨南中学校北西側十字路交差点・北進車両)	日下部	平成二四年六月一四日 告示第五八号
--------	----	-------------------------------------	-----	----------------------

一、三七一	市道	地先（河西交差点）までの両側	一一〇	車両	終日	大月	平成二四年六月一日
		大月市大月一丁目八番一先（大月駅前広場入口）から大月市大月一丁目九番一五号先（大月駅前広場出口）までの両側					告示第五八号

に改める。
別表第十九中

二〇三	県道内 船停車 場線	南巨摩郡南部町南部九、一七二番地四六先（南部橋西交差点）から南巨摩郡南部町内船四、八二番地先（南部橋東交差点）までの北側歩道（六四〇メートル）	南部	平成二三年九月一日	告示第九一號
-----	------------------	---	----	-----------	--------

を

二〇三	県道内 船停車 場線	南巨摩郡南部町南部九、一七二番地四六先（南部橋西交差点）から南巨摩郡南部町内船四、八二番地先（南部橋東交差点）までの北側歩道（六四〇メートル）	南部	平成二三年九月一日	告示第九一號
二〇四	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市北口二丁目八番先（山梨文化会館前交差点）から甲府市北口二丁目一〇番二号先（甲府駅北口交差点）までの北側歩道（一一〇メートル）	甲府	平成二四年六月一日	告示第五八号
二〇五	市道	山梨市下石森五九九番地二先（重川橋北交差点）から山梨市上石森	日下部	平成二四年六月一日	告示第五八号

一、二八番地先（市民体育館西交差点）までの両側（九四〇メートル）	告示第五八号
----------------------------------	--------

に改める。
別表第十九の次に次の一表を加える。
別表第十九の一 歩道の自転車通行部分の指定

番号	道路名	区 間	管轄警察署	告示年月日
一	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市北口二丁目八番先（山梨文化会館前交差点）から甲府市北口二丁目九番先（県立図書館南西角丁字路交差点）までの北側歩道の車道側部分（五五メートル）	甲府	平成二四年六月一日 告示第五八号
二	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市北口二丁目一〇番二号先（甲府駅北口ペDESTリアンデッキ階段北側）から甲府市北口二丁目一五番四号先（甲府駅北口北交差点）までの東側歩道の車道側部分（一六五メートル）	甲府	平成二四年六月一日 告示第五八号

別表第二十四中

三	市道 朝日西 青沼線	甲府市宝一丁目九番一先（読売新聞社甲府支局前交差点） 一ヶ所	当該道路上に 標示し た位置	甲府	五二・八・五 二七号
---	------------------	-----------------------------------	----------------------	----	---------------

を

三	削除	甲府	平成二四年六月一日	告示第五八号
---	----	----	-----------	--------

に改める。
別表第三十の二中

二四	市道	甲斐市竜王新町四六四番地一六先（竜王駅南口広場・路線バス乗降場二七メートル区間の内の道路標示によって区画された部分）	終日	路線バス	葦崎	平成二二年五月六日 告示第四六号
----	----	--	----	------	----	---------------------

を

二四	市道	甲斐市竜王新町四六四番地一六先（竜王駅南口広場・路線バス乗降場二七メートル区間の内の道路標示によって区画された部分）	終日	路線バス	葦崎	平成二二年五月六日 告示第四六号
二五	市道	大月市大月一丁目三番一〇号先（大月駅前広場西側・路線バス乗降場二六メートル区間の内の道路標示によって区画された部分）	終日	路線バス	大月	平成二四年六月一四日 告示第五八号
二六	市道	大月市大月一丁目二番三号先（大月駅前広場東側・路線バス、送迎バス乗降場一二メートル区間の内の道路標示によって区画された部分）	終日	路線バス、送迎バス	大月	平成二四年六月一四日 告示第五八号
二七	市道	大月市大月一丁目九番一五号先（大月駅前広場南東側・路線バス乗降場一二メートル区間の内の道路標示によって区画された部分）	終日	路線バス	大月	平成二四年六月一四日 告示第五八号
二八	市道	大月市大月一丁目一番一号先（大月駅前広場北側・タクシ	終日	タクシ	大月	平成二四年六月一四日

に改める。

乗降場二〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分）

告示第五八号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番